

2. 埼玉工業大学工学部規程

(目的)

第1条 この規程は、埼玉工業大学学則（以下「学則」という。）のうち、埼玉工業大学工学部（以下「工学部」という。）において定めると規定されている事項及び工学部において必要と認める事項について定める。

2 工学部における教育研究上の目的、教育課程、試験、入学及び卒業等については、学則に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(教育組織)

第2条 工学部に次の学科を置く。

機械工学科

生命環境化学科

情報システム学科

2 機械工学科に機械工学専攻及びロボティクス専攻を設ける。

3 生命環境化学科にバイオ・環境科学専攻及び応用化学専攻を設ける。

4 情報システム学科にIT専攻及び電子情報専攻を設ける。

(教育研究上の目的)

第2条の2 工学部は、一般共通科目（一般教養科目及び外国語科目）、共通基礎科目（数学系科目及び理学系科目）、及び機械工学、生命環境化学、情報システム学の各専門分野に関する教育・研究を通して、自ら学び、自ら考える習慣を身につけさせ、人間性が豊かなだけでなく倫理観をも兼ね備え、より良い社会の実現に貢献できる技術者の養成を目的とする。

2 機械工学科は、学生に基礎理論から先端技術までの多くの知識を習得させることによって、自ら考え、新しい分野にも果敢に挑戦できる、応用力豊かな、社会に貢献できる人材の養成を目的とする。

機械工学科の各専攻の目的は、次のとおりとする。

一 機械工学専攻は、しっかりした基礎に基づいた「ものづくり」教育を通して、創造力を発揮し、専門性を生かした安全で安心な人間らしい社会の創成に貢献できる人材の養成を目的とする。

二 ロボティクス専攻は、ロボット技術の基礎的、応用的な知識を身に付け、地球環境保護や省エネをめざしたロボットの設計・製作を通して、豊かな社会の創成に貢献できる人材の養成を目的とする。

3 生命環境化学科は、化学及び生命科学の知識と技術を身につけ、人類の福祉の向上と地球環境の保全に貢献できる創造性豊かな人材の養成を目的とする。

生命環境化学科の各専攻の目的は、次のとおりとする。

一 バイオ・環境科学専攻は、21世紀の人類が直面する環境、食料、エネルギー、医療、福祉などの諸問題の解決に必要な「生命科学」および「環境科学」の専門知識と技術を総合的に教授し、バイオ・食品産業、医療、農林水産、環境保全、環境評価、リサイクルなどの幅広い分野で活躍できる実践的な人材の養成を目的とする。

二 応用化学専攻は、高度な「化学」の専門知識と技術を体系的に教授し、新素材、先端材料、ナノテクノロジー、食品、医薬品、エネルギーなどの幅広い分野における急速な技術革新や変革する社会のニーズに対して、「化学」の力で貢献できる創造性豊かで国際性と主体性を併せ持つ人材の養成を目的とする。

4 情報システム学科は、情報システム工学の基礎から応用までの知識を幅広く修得させ、IT（情報技術）社会を支える新しい情報システムの創生を通して、人間性豊かな社会の創造に参加できる人材の養成を目的とする。

情報システム学科の各専攻の目的は、次のとおりとする。

一 IT専攻は、コンピュータ、ネットワーク、ソフトウェア技術を駆使した幅広い視点からの情報システムの開発を通じて、快適で安全・安心な社会の創生をめざす人材の養成を目的とする。

二 電子情報専攻は、先端的なデバイス・材料、回路、通信、デジタル情報技術を活かして柔軟で幅広い展開力から、高度で高信頼な社会システム基盤の確立をめざす人材の養成を目的とする。

第2条の3 工学部の機械工学科、生命環境化学科及び情報システム学科の専門教育課程のほか、基礎教育担当部局として基礎教育センターに工学部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は、一般共通科目及び共通基礎科目の教育を通して、人間性豊かな技術者の養成を目的とする学部教育を担うとともに、教職課程の教育も行うことを目的とする。

(学科・部会の長)

第3条 各学科に学科長を、部会に主任（以下総称して「学科長」という。）を置く。

2 学科長は、各学科又は部会の教授のうちから選出する。

3 学科長は、学科又は部会の事務を処理する。

4 学科長は、学科又は部会会議を招集し、議長となる。

5 学科長の任期は2年とする。ただし、学科長が任期中に欠けたときは、新たに選出し、その任期は、その前任者の残任期間とする。

6 学科長に事故あるときは、当該学科又は部会に属する先任の教授がその事務を代行する。ただし、教授の就任時期が同一のときは、年長者とする。

7 その他学科又は部会において必要な事項は、学科又は部会会議の議を経て、工学部長（以下「学部長」という。）が定める。

(学科長会議)

第4条 学部長のもとに学科長会議を置く。

2 学科長会議は、学部長の諮問に応じ、当該事項を審議する。

3 学部長は、学科長会議を招集し、議長となる。

4 学科長会議は、別に定める学科長会議の事務を行う。

(特別委員会)

第5条 学部長のもとに、次の特別委員会を置く。

一 人事委員会

二 自己点検・評価委員会

三 J A B E E 対策委員会

2 特別委員会は、学部長の諮問に応じ、当該事項を審議する。

3 学部長は、特別委員会を招集し、議長となる。ただし、学部長は、人事委員会については、教授のうちから、副委員長を指名し、その事務を代行させることができる。また、自己点検・評価委員会及び J A B E E 対策委員会については、教授のうちから、委員長を指名し、その事務を代行させることができる。

4 学部長は、前各号のほか、常置の又は臨時の特別委員会を設置することができる。

5 特別委員会の任務並びに委員及びその任期は、学部長が定める。

6 特別委員会の規程は別に定める。

(各種委員会)

第6条 工学部教授会（以下「教授会」という。）のもとに、次の各種委員会を置く。

一 入学試験委員会

二 教務委員会

三 学生委員会

四 図書・紀要委員会

五 施設委員会

六 就職委員会

七 広報委員会

八 情報委員会

九 F D 委員会

2 各種委員会は、別に定める委員会の任務を行うとともに、学部長の諮問に応じ、当該事項を審議する。

3 学部長は、必要に応じ、前項の委員会について、埼玉工業大学大学院工学研究科規程及び人間社会研究科規程又は埼玉工業大学人間社会学部規程に定める委員会と提携して、又は工学部の代表者を当該委員会に派遣して、前項の委員会の任務を行わせることができる。

4 各種委員会の委員長は、教授のうちから、学部長が指名する。

5 各種委員会の委員は、各学科又は部会に属する専任教員のうちから互選された者をもって構成する。

6 各種委員会は、必要に応じ、委員のうちから副委員長を置き、委員長の事務を代行させることができる。

- 7 学部長は、前各号のほか、常置又は臨時の各種委員会を設置することができる。
- 8 各種委員会の任務並びに委員長及びその任期は、学部長が定める。
- 9 各種委員会の議事は、構成員の過半数の出席を必要とし、委員の全員一致の賛同によって、議決されることを原則とする。ただし、採決を行うときは、出席者の3分の2をもって議決するものとする。前項ただし書きにおいて、採決が3分の2に至らなかった場合において、学部長が必要と認めるときは、議事にかかる議題を教授会に提案することができる。

(任命権者)

第7条 第3条、第5条及び第6条にかかわる任命は、次の各号のとおりとする。

- 一 学部長については、学部長、学長の推薦に基づき、理事長が行う。
- 二 特別委員会及び各種委員会の委員長については、学部長の推薦に基づき、学長が行う。
- 三 特別委員会及び各種委員会の副委員長及び委員については、学部長が行う。

(任期の特例)

第8条 学部長並びに特別委員会及び各種委員会の委員長及び委員は、後任者が任命されるまでの間、その職務を行うものとする。

(学年及び学期等)

第9条 学部長は、学則第25条ただし書きに掲げる学年及び同第6条ただし書きに掲げる学期について、特に必要と認めるときは、教授会の議を経て、定めることができる。

(授業期間及び休業日の特例)

第10条 学部長は、学則第7条に掲げる授業期間を変更し、又は同第8条ただし書きに掲げる臨時的休業日を設け、若しくは休業日に授業を行うときは、教授会の議を経て、定めるものとする。

- 2 前項に定めるもののうち、年度ごとの学年暦については、工学部学生便覧に明示する。

(教育課程)

第11条 各学科の授業科目及びその単位は、別表Ⅱの定めるところによる。

- 2 各学科の授業科目の内容及び履修方法については、教授会の議を経て、学部長が別に定める。

(履修方法)

第12条 学生は、毎学期の指定する期間内に、履修しようとする授業科目を届け出て、許可を受けなければならない。

- 2 履修登録が可能な単位数の上限は、年間50単位とする。ただし、教職課程の科目の単位は含めない。

(教育方法の特例)

第13条 学則第10条第2項に定める教育方法の特例については、教授会の議を経て、学部長が別に定める。

(試験及び成績評価)

第14条 授業科目の試験は、学期末又は学年末に、授業担当教員が筆記試験、口述試験又は実験報告書等により成績の評価を行う。

- 2 前項の成績評価は、100点満点とし、80点以上を優、70点以上を良、60点以上を可、60点未満を不可とし、可以上を合格とする。ただし、優、良、可を、必要に応じ、それぞれA、B、Cその他の表示を行うことができる。
- 3 生命環境化学科、情報システム学科においては、前項の優の成績表示を、Aのほか、90点以上をSとして表示を行うことができる。
- 4 前2項の試験及び成績評価において、授業担当教員に事故あるときは、学部長が指名する教員が行う。

(追試験)

第15条 学生が、病気その他やむを得ない事由により、定期試験を受験できないときは、診断書その他の証明書等を添付のうえ、学部長に追試験を願ひ出ることができる。

- 2 学部長は、前項の願ひ出があったときは、教授会の議を経て、追試験を行うものとする。

(再試験)

第16条 学生は、定期試験において、単位認定に必要な評価点に達しなかった科目について、学部長に再試験を願ひ出ることができる。

(卒業の要件)

第17条 工学部を卒業するための要件は、4年以上在学し、学則及び附属規程の定めに基づいて、一般共通科

目、共通基礎科目及び専門科目のうちから、機械工学科は126単位以上、生命環境化学科及び情報システム学科は124単位以上を修得しなければならない。

2 学長は、前項の規定にかかわらず、本学に3年以上在学した者（これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。）が、卒業の要件として、前項に定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には教授会の議に基づき、その卒業（以下「早期卒業」という。）を認めることがある。

3 前項に定める早期卒業の認定の基準は、別表Ⅲのとおりとする。ただし、国公立大学の大学院に入学を許可された者は、教授会の議に基づき、早期卒業を認めることがある。
(入学志願)

第18条 入学志願者は、学則第27条に基づく書類を提出しなければならない。

(入学志願者の選考)

第19条 入学志願者の選考は、学則第28条の定めるところにより、教授会の議を経て、学長が行う。

(再入学)

第20条 学長は、学則第34条の規定により、退学を願い出て許可された者又は同第54条第4号の行方不明の規定により除籍された者で、在学年限に達しないものが、再入学を志願したときは、教授会の議を経て、再入学を許可することがある。

2 再入学者は、退学前に所属した学科に所属するものとする。

3 再入学を許可された者は、退学を許可された学年に再入学するものとする。ただし、進級判定に合格した者が年度末に退学を許可されたときは、この限りでない。

4 再入学者の在学期間は、学部において既に履修した授業科目、修得した単位数及び在学年数等を考慮して、教授会の議を経て、学長が定める。

5 再入学の手続きについては、学則第29条及び第30条の定めるところによる。

(転入学)

第21条 学長は、学則第35条の規定により、他の大学から本学に転入学を志願した者に対しては、選考の上、教授会の議を経て、転入学を許可することがある。

2 転入学を許可された者の転入学年は、他大学において既に履修した授業科目、修得した単位数及び在学年数等を考慮して、教授会の議を経て、学長が定める。

3 転入学者の在学期間は、他大学において既に在籍した期間と合わせて8年を超えることができない。

4 転入学の手続きについては、学則第29条及び第30条の定めるところによる。

(編入学)

第22条 学長は、学則第36条の規定により、本学に編入学を志願した者に対しては、選考の上、教授会の議を経て、編入学を許可することがある。

2 編入学を許可された者の編入学年は、他大学において既に履修した授業科目、修得した単位数及び在学年数等を考慮して、教授会の議を経て、学長が定める。

3 編入学者の在学期間は、2年次編入者は6年、3年次編入者は4年を超えることができない。

4 編入学の手続きについては、学則第29条及び第30条の定めるところによる。

(転学)

第23条 学長は、他の大学へ転学を願い出た者に対しては、学則第37条の規定により、教授会の議を経て、退学を許可することがある。

(転学部及び転学科)

第24条 学部長は、学則第38条の規定により、転学部又は転学科を願い出た者に対しては、教育上支障のない限りにおいて、願い出のあった学科において選考の上、教授会の議を経て、転学部又は転学科を許可することがある。

(留学)

第25条 学則第39条の規定は、留学のために休学することを妨げない。ただし、休学の期間は、学則第40条の定めるところによる。

(休学)

第26条 学長は、学則第39条の規定により、休学を願い出た者に対しては、教授会の議を経て、これを許可する。

(復学)

第27条 学長は、学則第41条の規定により、復学を願い出た者に対しては、教授会の議を経て、これを許可する。

(退学)

第28条 学長は、学則第42条の規定により、退学を願い出た者に対しては、教授会の議を経て、これを許可する。

(科目等履修生)

第29条 学部長は、学則第60条の規定により、科目等履修生を志願した者に対しては、学生の修学の妨げとならない限り、選考の上、教授会の議を経て、授業科目の履修を許可することがある。

(研究生)

第30条 学長は、学則第61条の規定により、研究生を志願した者に対しては、学生の修学の妨げとならない限り、選考の上、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

(外国人留学生)

第31条 学長は、学則第63条の規定により、外国人留学生として入学を志願した者に対しては、選考の上、教授会の議を経て、許可することがある。

(教職課程授業科目)

第32条 教職課程の授業科目及びその単位については、別表IVの定めるところによる。ただし、授業科目の内容及び履修方法については、教授会の議を経て、学部長が別に定める。

(工学部規程の変更)

第33条 この規程の変更は、教授会の議を経て、理事会が決定する。

附則 1. この規程は、平成12年4月1日から施行し、平成12年6月1日から適用する。

2. 第17条第2項及び第3項については、平成12年度入学者から適用する。

附則 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成16年7月17日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附則 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成23年4月1日から施行する。